

やめよう差別落書き

それは人を深く傷つける行為です

鳥取市では、部落問題をはじめあらゆる差別をなくすため、家庭、学校、地域、職場で同和教育を進めるなどさまざまな施策に取り組んでいます。しかし、今でも差別落書きや差別発言などが後を絶ちません。このことは、人々の意識の中に今なお根深く残っている差別意識が、文字や言葉の形で現れたものといえます。今回は、差別落書きについて考えてみたいと思います。

鳥取市では毎年、数件の差別落書きが発見されています。その内容は、せん称語を書いたもの、個人名を挙げて攻撃するもの、中には見た人に差別を扇動するようなきわめて悪質なものもあります。

また、書かれている場所は、市内の公衆トイレや、バス停のように、多数の人の目に触れる可能性の高いところもあります。

このような落書きは、名指しで落書きされた人のみならず、見た人をも深く傷つけ、あるいは、新たな差別意識を植えつけてしまう卑劣な人権

侵害です。そのため、それらの落書きをそのまま放置しておくことは絶対に許されません。「放っておけば差別は自然になくなる」とか「もう差別はない」といった考えは、差別を助長するものです。毎年発生しているこのような落書きや発言は、差別が今でも厳しく存在していることを示しています。

差別のない、明るくにぎわいのある鳥取市を実現するためには、このような差別落書きは絶対なくしていかなければなりません。

差別落書きを発見した場合は、直ちに人目につかないように遮へいするなどの措置をとるとともに、現場を保存することが必要です。そして、確認などを行った後、関係行政機関および関係団体との合議のうえ消去するなどの処置を行います。

差別落書きを見つけた場合は、至急ご連絡ください。連絡先は同和対策課人権啓発室（☎20 3144）



人権ポスター

こうした差別落書きをなくすためには、一人ひとりが身近な人権侵害に気づき、差別をなくしていくよう努力するとともに、自らの差別意識の解消にも努めることが大切です。